

標準報酬月額の算定について ～令和8年4月から現物給与の価額が改定されました～

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。

このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、**食事による現物給与の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日より適用されることとなりました**のでお知らせします。

なお、住宅については、**居住面積1畳当たりの価額から総面積1㎡当たりの価額に変更**になります。標準報酬月額を求める際には、ご注意ください。

現物給与について

厚生年金保険および健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求めることになります。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算します。

また、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算します。

なお、本社管理（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていること）の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、平成25年4月1日以降、支店等が所在する都道府県の価額を適用します。

報酬月額・・・

社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、被保険者の給与額により、報酬月額が決定され、保険料の計算や傷病手当金等の給付額に利用される仕組みになっています。

この**標準報酬の額は、交通費等を含めた給与額に加え、会社が社員に提供する宿舍費や食事代等の現物給与の額も含めて計算される**ことになっています。

そして、この金銭または通貨以外のもので支払われるものの価額（現物給与の額）については、健康保険法等の法律により地方の時価により定められることになっています。

令和8年4月1日以降の現物給与の価額は下記のとおりとなります。

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬額					【 R8.9.30 まで】 住宅で支払 われる報酬 額	【 R8.10.1 から】 住宅で支払 われる報酬 額	その 他 の 報 酬 等
	1人1カ月当 たりの食事の額	1人1日 当たりの 食事の額	1人1カ 月当たりの 朝食の みの額	1人1カ 月当たりの 昼食の みの額	1人1カ 月当たりの 夕食の みの額	1人1カ月 当たりの住 宅の利益の 額(畳1畳に つき)	1人1カ月 当たりの住 宅の利益の 額(総面積1 平方メー トルにつき)	
埼玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	時価（自 社 製 品・通勤 定期券 など）
千葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
東京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	

※ 住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するかどうかについては下記のとおりです。

令和8年9月30日までは含めずに計算し、令和8年10月1日からは含めて計算します。

【①R8.9.30まで】

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。

また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。

【②R8.10.1から】

価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とします。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。